

社会変革への途(3)

目次(仮)・・・書き下ろしなので、あくまで仮です。書き上げた時点で大幅改訂になっています。

- (はじめに) (「反障害通信」81号)
- 序論—いかにして現体制は維持されているのか (「反障害通信」83号)
- I. 瀕死の議会制民主主義—間接民主主義の救命
 - (1) そもそも民主主義とは何か? (「反障害通信」84号・・・本号)
 - (2) 情報・コミュニケーション・アクセス保障と情報隠蔽・歪曲を許さない闘い (「反障害通信」84号・・・本号)
 - (3) 三権分立の確立
 - (4) 民意を反映しない選挙制度の改革
 - (5) 地方分権、被差別当事者による「拒否権」の確立
- II. 間接民主主義から直接民主主義へ
 - (1) インターネット投票の波及と国民投票の拡大
 - (2) 国会の政策集団化
- III. 国家という共同幻想からの自立
 - (1) 下からの国家を超えるネットワークの確立
 - (2) 軍をなくすとくみ
 - (3) 国家主義・ナショナリズム批判と国境を越える民衆の連帯
- IV. 「構造主義革命論」の見直し
 - (1) 地産地消運動と協同組合運動
 - (2) 産地直送運動と民衆の生産と消費のネットワーク
 - (3) 労働組合運動と労働組合による生産管理
- V. 反差別共産主義論の確立
 - (1) 過去の「共産主義運動」の総括
 - (2) 国家の解体のために
 - (3) 反差別共産主義論の確立と反差別運動のネットワークの形成と推進

I. 瀕死の議会制民主主義—間接民主主義の救命

- (1) そもそも民主主義とは何か?

民主主義に関しては、まさにいろんな議論がなされてきました。そして、わたし自身もいろんな形で議論してきました。そもそも、エンゲルスの有名な提言、「民主主義とは支配の形態である」があります。わたしはそもそもマルクスの流れの中で、民主主義をとらえていたので、民主主義批判をしていました。そして、日本の場合、戦後民主主義批判の中で、新しい流れの運動が起きました。また、だから、そういう意味でも、民主主義批判をしていま

した。さらに、日本のマルクス派の運動は、ほとんどマルクスレーニン主義ということで進み、それはポリシェヴィキズムということでもあったのですが、民主主義批判をしていました。もちろん、ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義を分けていたのですが、プロレタリア独裁ということで、過渡的に民主主義を制限する運動でした。これについては、「V. 反差別共産主義論の確立（1）過去の「共産主義運動」の総括」で詳しく論じます。

さて、民主主義はそもそも西洋思想で、デモクラシーの訳語としてあるのだと思います。で、そこでの議論の蓄積を押さえねばならないのですが、ここでは日本語訳の「民主主義」という語のニュアンスから、とらえ返しの作業をしてみます。そのことが、そもそも西洋思想のデモクラシーのとらえ返しにもつながっていくこととして。

民主というとき、それは民衆主権という意味で、それに対しているのは、封建時代の王権・皇帝（天皇）とかその下での地方分権化された領主（貴族）とか、専制政治に対峙する民衆主権です。主権という語は、そもそも権利論の枠組みで、そのこと自体のとらえ返しが必要ですが、話を先に進めるために、後述します。

で、民主主義と王制の類いは、両立できないはず。トーマス・ペインが『コモン・センス』の中で、王制、とりわけその世襲制を批判したのが18世紀後半です。日本でも、福沢諭吉が「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」という有名な提言をしています。なのに、立憲王制とかいうことや、日本の場合象徴天皇制なるものが存在しています。どうして、「民主主義」を語り、ときには他の国の「民主主義」がないと批判しながら、自分の国の王制の類いのことを批判しないのでしょうか？

そもそも、資本主義社会で、なぜ、資本主義の論理を否定するような、王制の類いがなぜ存在し得るのでしょうか？

このことは、「貴あれば賤あり」ということで、天皇制と対比的におかれる部落差別の問題での議論を考えてみます。部落差別を封建遺制というとらえ方があるのですが、そうすると天皇制もヨーロッパの王制も封建遺制ということになります。果たして封建遺制なのでしょうか？なぜ、先進資本主義の国で王制などということがありえるのでしょうか？それは、そもそも資本主義の根幹は私有財産制にあります。私有財産制を維持するには、私有財産の相続を合理化するために家柄意識が必要になります。また1%のひとの99%のひとへの支配という新身分制ということが資本主義の論理として存在しています。そのあたりは、ローザ・ルクセンブルクの継続的本源的蓄積論として展開されたように、資本主義はさまざまな差別を組み込んでしか存在し得ないということが指摘されています。

さて、民主主義の原理を、多数決と少数意見の尊重ととらえ、そこで、どちらを先に押さえるのかという議論もあります。そもそも、上下関係——差別があるところで、支配—被支配の関係があるところで、根源的利害の対立があるところでは、民主主義は形式的なことにはかならないのです。だから、対等な関係の上でしか、徹底した議論が成り立たなくなります。少数意見の尊重という前提自体が成立していないのです。

そのようなことを考えていくと、民主主義ということで、真っ先に押さえ、なすべきこ

とは、王制とかいう類いのことに反対し、それを廃止すること、また国家主義に対峙し自立するという方針が出てきます（「Ⅲ．国家という共同幻想からの自立」で論じます）。

（２）情報・コミュニケーション・アクセス保障と情報隠蔽・歪曲を許さない闘い

そもそも、対等な関係での議論の必要ということを書きましたが、そもそも議論はきちんとした議論には、情報の保障とコミュニケーションの保障が必要です。現在の日本において、情報の隠蔽・歪曲そして、国会での質疑に関して、政府側がきちんと応答しないで、自分のしゃべりたいことをしゃべるとか、質問を受けている立場でヤジをとばすなど、およそ、議論ということの前提がない自体をどうとらえればいいのでしょうか？ それで「民主主義」とか「信頼関係」とかいう言葉を使うこと自体が論外なのです。日本の政党には「民主」と文字が入っている政党が多いのですが、与党でよくもそんな言葉が使えるという政治状況です

情報保障ということでは、情報保障関係の法律はあるのですが、特定秘密保護法とか逆向きの動きが強まり、内部告発とか情報提供がむしろできない状況になっています。そして、安倍政権の官邸主導の政治の中で、内閣人事局を作り、官僚さえも忖度して文書隠蔽・改ざんにまで至っています。安倍首相が答弁の中で、「総理のご意向」などの文書が出てくる事態に、「水戸黄門でもあるまいし、官僚は忖度などしませんよ」とか言ったのですが、「私が最高責任者だ」ということばを何回も出している中で、わざわざそんなことをいうこと自体に、「印籠—忖度政治」という状況になっているのだと思わざるを得ません。

そもそも、文書隠蔽改ざんはまさに権力犯罪ということだと思うのですが、次の項目で書くことですが、日本の三権分立は機能していません。これを法律的にとりしまり、忖度などで文書改ざんした官僚は公職から追放することですし、虚偽答弁した閣僚は議員辞職まで追い込むことです。法的な整備ということも考えることですが、こういう法律は両刃の剣的に使われていく可能性があります。今、民衆の運動が起きています。その力で、大きなうねりを今一度作って行くことです。

わたしは手話を学んでいる中で、手話話者—ろう者が抱えさせられている、情報コミュニケーション障害の問題を考えてきました。外国のニュースを見ていると手話がついている国があるのですが、日本ではテレビのニュースに手話がつきません。国会の審議はライブ、録画でインターネット配信されているのですが、それに手話も字幕もついていません。これは参政権の問題です。日本の場合、女性の参政権は占領軍の支配を経て「与えられた」のですが、普通選挙権はちゃんとした情報保障とセットであることです。それさえもちゃんと保障されていない状態がなぜ放置されているのか、それで民主主義という言葉の口にして、とても信じられません。さて、今、手話言語法、情報・コミュニケーション保障法そして各自治体での条例作りの運動を全日ろう連が中心になって進めています。で、条例作りでは、手話言語条例とコミュニケーション保障ということセットにした条例もできてきています。ところが、情報保障ということが落ちてきているのです。どうしてそんな事態になっているのか、考えています。実は、今最大の情報・コミュニケーション障害が生じている

場は、国会なのです。そこで、法案や条例を通していくためには、政権与党の協力を得るところで、そんなことになっているという見方は、憶測になるのでしょうか？

わたしはむしろ、「障害者の生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である」というところで、明らかに情報・コミュニケーション障害を被ってきたろう者が、情報・コミュニケーション保障の必要性を訴える運動の先頭に立っていく必要があるのではと思っています。